

2023年3月6日

各 位

豊橋商工信用組合

## 融資期限前完済手数料にかかる「消費税」のご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取扱いしております融資の期限前完済手数料のうち、返済額に一定の比率を乗じる手数料については、消費税が不課税であることが判明しました。

これを受け、当組合は令和5年2月20日より当該手数料について消費税を徴求しない取扱いといたしました。

なお、従来、この期限前完済の際にお客様からお預かりし国に納付しておりました消費税額は、お預かりしていた期間の法定利息（年5%）を加えたうえで返還させていただきます。

対象となりますお客様には、個別にご連絡のうえ、返還手続きを実施いたします。

この度は、お客様にご迷惑をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

### 1. 対象となるお客様

当組合が期限前返済手数料として返済額に1%を乗じた取扱いを開始した平成29年3月1日～令和5年2月17日の期間に該当の期限前完済手数料にかかる消費税をお支払いいただいたお客様。

なお、定額の期限前完済手数料および一部繰上返済手数料をお支払いいただいたお客様につきましては、今般の消費税の返還の対象ではございません。

### 2. お客様への対応

対象となるお客様には、個別に文書にて返還額の明細を郵送し、速やかに返還手続きを実施いたします。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

お客様サービス室 : 0120-069-123

月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00